住　宅
かし保険

（2025 年 8 月 18 日以降の申込み用）

延長保証保険
「メンテナンスコース」のご案内

住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 ハウスジーメン

P250806-141(32)

1．保険の概要

新築から 10 年経過時や、その後の定期的なメンテナンスに、「基本構造部分の 10 年保証という付加価値」をプラスしたいと考える住宅事業者が加入するかし保険です。

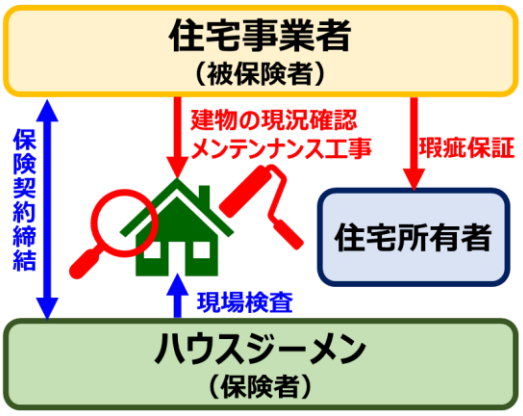

＜延長保証のイメージ＞

2回目以降のメンテナンスが保険の満了前となる場合

築年数	…	9	10	…	…	15	…	…	20	…	…	25	…	…	30	…	…	35	…	…	40
保険期間				１０年						１０年						１０年					
再加入可能期間									●	●	●	●			●	●	●	●			●

2回目以降のメンテナンスが保険の満了後となる場合

築年数	…	9	10	…	…	15	…	…	20	…	…	25	…	…	30	…	…	35	…	…	40
保険期間				１０年						１０年						１０年					
再加入可能期間									●	●	●	●				●	●	●	●		

point

- 新築後の定期的なメンテナンスに長期保証をプラスでき、供給住宅の生涯サポートに活用できます。
- メンテナンスコースの継続利用で、10 年周期のメンテナンスを前提とする「延長保証」を提供できます。
- メンテナンスを 15 年周期とする場合は、検査コースとの組合せで「シームレスな延長保証」を提供できます。
- メンテナンスを 20 年周期とする場合は、メンテレス利用との組合せで「シームレスな延長保証」を提供できます。
- 初期 20 年保証を含めた多様な延長保証スキームに対応します。

＞延長保証保険の活用事例集はここからダウンロードできます

2．この保険を利用できる住宅

この保険を利用できる住宅(建物の規模や供給者による制限はありません)			
	築浅住宅	築浅住宅	新築時の引渡しから 20 年以内の住宅
		準築浅住宅	過去 15 年以内に適切なメンテナンスが実施されている 新築時の引渡しから 20 年を過ぎて 25 年以内の住宅
	継続加入住宅		延長保証保険に加入中の住宅と、保険の満了から５年以内の住宅 （メンテレスでの利用時は、このコースの延長保証保険に加入中の住宅）

補足

1．新築後に耐力性能に影響のある改修を実施した場合は、**申込時に耐震基準の充足していること必要**です。
2．適切なメンテナンスには、**後掲する必須工事と同等以上の工事が該当**します。
3．フルリフォームを行い、**増改築リフォーム保険に加入した住宅も継続加入住宅としてメンテナンスコースを利用**できます。
4．離れもこの保険を利用できます。この場合、**離れの新築からの経過年数を元に築浅住宅に該当するかを判断**します。
5．区分所有される分譲マンションでは、**管理組合を住宅所有者として**扱います。
6．メンテレスの連続利用はできません。**前契約は加入時にメンテナンスを実施したものである必要**があります。
7．メンテレスでの継続加入時で、**やむを得ない事情により満了前に加入できかった場合は、その後 1 年間は再加入が可能**です。

point

- 1 回目のメンテナンスからだけでなく、２回目のメンテナンスからも保険を活用できます。
- 増改築リフォーム保険の加入住宅も対象に含むため、フルリフォームに長期保証をプラスするといった活用も可能です。
- 戸建住宅だけでなく、共同住宅も規模に関係なく住棟単位でリーズナブルに利用できます。

P250806-141(32)

3. 補償内容

補　償　期　間				
補償期間	補 償 開 始 日			備　　考
10 年		初回利用時	10 年満了日の翌日	メンテナンスや現況確認が **10 年満了日や前契約の満了以降となる場合は、検査適合日(写真検査の場合は工事完了日)から開始します。**
		継続利用時	前契約の満了日の翌日	

補足

1．10 年満了日には、**「新築瑕疵保険の満了日」**や**「新築時の引渡しから 10 年を経過する日」**が**該当**します。
2．2 回目の延長保証から保険を利用する場合は、10 年満了日には **1 回目の延長保証の満了日が該当**します。
3．補償オプションの利用時は、**メンテナンスの実施時期に関係なく、検査適合日から補償が開始**します。
4．メンテナンスを**１０年満了日等の２年以上前に完了する場合は、検査適合日から補償が開始**します。
5．メンテレスでの継続利用時で、前契約の満了後に補償が開始する場合も、**前契約の満了から 10 年で終了**します。
6．保証を 10 年単位で管理したい場合は、**10 年満了日や前契約の満了日から 10 年で補償を終了**することができます。
7．５年周期の防蟻工事を保証更新の要件にしたい場合など、**保証を５年更新としたい場合は、補償期間を５年間に変更**できます。

point

・各保険の満了前にメンテナンスを実施することで、新築からシームレスな保証を提供できます。
・シームレスに保証を継続できる期間を、満了前の２年間と広めに設定しているので、次回の工事が早まった場合も安心です。
・満了後に再加入できる期間を、５年間と広めに設定しているので、次回の工事が遅れた場合も安心です。

保　　険　　事　　故				
補 償 区 分		補　償　内　容	事故の具体的事象	備　考
標準		耐　力　性　能　補　償 建物が基本的な耐力性能を満たさない	梁のたわみや床版の沈み込み	いずれかの事故を保険事故から除外可
		防　水　性　能　補　償 建物が基本的な防水性能を満たさない	外壁や窓廻りからの雨漏れ	
オプション		塗　　膜　　補　　償 施工した塗膜面の膨れや剥がれ	塗装した外壁の塗膜面に膨れや剥がれが発生	メンテレスでの利用時や検査コースで継続可
		タ イ ル 剥 落 補 償 打診検査の対象部分を含む建物のタイルの剥落	・補修を行ったタイルが落下 ・打診検査を行ったタイルが落下	
		その他リフォーム補償 工事実施部分が通常必要とされる性能を満たさない	工事実施部分の耐力・防水性能に関わらない不具合や、同時に実施した内装リフォームの不具合	この保険事故のみ補償期間は１年・２年

補　足

1．塗膜補償は、塗膜を１０年間の長期に亘って補償するものであるため、**塗膜の色あせ(白化)やチョーキング(白亜化)を含みません**が、その他リフォーム補償が対象とする塗膜の事故には、**塗膜の色あせ(白化)やチョーキング(白亜化)を含みます。**
2．塗膜補償は、**15 以上の耐用年数が期待できる塗料を施工する場合は、継続利用時に塗装工事を省略するケースや検査コースでも、補償を継続**できます。
3．タイル剥落補償も、**継続利用時に該当工事を省略した場合でも、補償を継続**できます。

point

・耐力・防水性能だけでなく、メンテナンスや修繕工事のリスクを広くカバーします。
・メンテナンスに、10 年間の塗膜保証やタイル剥落保証といった付加価値をプラスできます。
・工事を省略した場合でも塗膜補償を継続できるので、使用している塗料の耐用年数にあった期間の塗膜保証を提供できます。

P250806-141(32)

塗膜補償オプションを利用できる塗装工事

使用する塗料	**10 年以上の耐用年数が期待できる、ウレタン系以上の塗料** **継続利用するコースの補償期間を含めた耐用年数が期待できる塗料を使用している場合は、継続利用時に工事なしで塗膜保証を継続できます。**
施工方法	外装材の材質やコンディションを踏まえて**適切に下地処理を行い、外装材の材質にあった下地材や塗料を使用**

point **グレードの高い塗料を使用したり、特別な施工方法を採用したりする必要はなく、外装リフォームで一般に使用される塗料を標準的な方法で施工することで、塗膜保証を提供できます。**

タイル剥落補償オプションを利用できるタイル工事

タイル工事	タイルや下地の材質を踏まえて、**大規模修繕工事で一般に認められている工法で行った、浮きの補修、張替え、撤去を含むタイル補修工事**
打診検査	**打診検査**のほか、国交省の告示等で打診に代わる方法として認められている赤外線カメラやドローンといった**デジタル技術を活用した方法等を含む。**

point **タイル工事は大規模修繕で一般に使用されている工法で良く、張り付けを行ったタイルだけでなく、打診検査の対象部分を含めて建物全体のタイルの落下を保証できます。**

基本保険金額

1000 万円/棟	**2000 万、3000 万円の保険金額オプションも選択**できます。

＞保険料表はここからダウンロードできます

補償オプションの支払限度額

塗膜補償	延べ床面積 1000 ㎡未満	500 万円	基本保険金額の範囲で次の金額に変更できます。 100 万円 / 200 万円 / 300 万円 / 500 万円 1000 万円 / 2000 万円 / 3000 万円 / —
	延べ床面積 1000 ㎡以上	1000 万円	
タイル剥落補償	共通		次の金額から**基本保険金額以下で選択**します。 500 万円 / 1000 万円 / 2000 万円

point **塗膜補償の支払限度額は、基本保険金額の範囲で変更できるので、感じる事故のリスクに合わせて、限度額を絞り込んで保険料を抑えることも、厚めに設定してリスクに備えることも可能です。**

その他の取扱い

保険開始前の事故の特例	10 年満了日より前に検査適合し、補償開始前に**事故が発生し、メンテンナンスを原因として新築瑕疵保険等で補償されない場合は、保険の対象**になります。
建物が売却された場合の保証の引継ぎ	**補償期間中に住宅所有者が建物を売却した場合**は、**買主に保証を引き継げるため、保険を利用して買主との関係性を構築**できます。
保険期間中の工事の特例	補償開始後の工事も、**検査を受けることで保険の対象に追加できるため、一部のメンテナンスの時期が遅れる場合も、補償期間を通して保証を継続**できます。

P250806-141(32)

お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額

直接修補費用	材料費や労務費等の、**建物を原状回復させるために直接必要となる費用**	**一事故あたりの限度額なし**
調査費用	**修補範囲や方法を特定するための費用**	**直接修補費用の 10%** (最低 10 万円で上限５０万円)
仮住まい転居費用	修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、**仮住まいや転居に必要となる費用**	**50 万円**
その他	事故に関する紛争を解決するために必要な**争訟費用や第三者に対する請求権の保全費用**	**一事故あたりの限度額なし**

支払保険金に適用される免責金額と縮小てん補

住宅事業者請求時	住宅所有者の直接請求時
直接修補費用とその他の費用の合計額から免責金額として 10 万円を控除後、80%の縮小てん補を適用	**免責金額として 10 万円を控除**

主な免責事由

故意･重過失により生じた損害	住宅事業者や住宅所有者の故意や重大な過失を原因とする損害
自然災害や外来の事由	洪水、台風、竜巻、豪雨等の自然災害や、火災、落雷といった外来の事由
経年劣化等	虫食い、建物の性質による結露、建物の自然の消耗(経年劣化)といった事象
不適切な維持管理	建物の著しく不適正な使用や維持管理
保険加入後の工事の瑕疵	保険の加入後に行われた修補を含む工事の瑕疵

紛争処理に関するサービスの利用

住宅事業者と住宅所有者は、**延長保証に関するトラブルが発生した場合**に次のサービスを利用できます。

電話相談	**住まいるダイヤルを利用して、建築士の資格を持った相談員に相談**できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。
専門家相談	**弁護士と建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用**できます。(相談時間は１時間で原則無料)
紛争処理	住宅紛争審査会による**裁判外の紛争解決手続き(ADR)を利用**できます。手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択できます。

P250806-141(32)

4．メンテナンス工事

推　奨　工　事　と　必　須　工　事

この保険を利用するにあたり、**原則として部位や仕上げ材等の耐用年数に応じて、建物の基本的な防水性能を維持するための工事(メンテナンス)が必要**となります。ハウスジーメンでは、**新築からの経過年数に応じて、推奨工事と必須工事を設定**しています。

＞メンテナンス工事実施基準ここからダウンロードできます
＞メンテナンスの考え方に関する資料はここからダウンロードできます

新築時の引渡しから１５年以内（推奨工事）

仕上げ材の耐用年数の経過が雨漏れに直結する訳ではないこともあり、**推奨工事に留めて**います。**建物の仕様やメンテナンスの実施時期に対する考え方により、実施する工事が防蟻工事しかないような場合は、メンテレスでの利用も可能**です。

	外部シーリング	外部全体の増打ち･打替え	**例外として、シーリング材にひび割れや肉やせが生じている場合の処置は必須**
	外　　壁	外壁全体の再塗装	塗装が必要な外壁仕上げの場合
	勾　配　屋　根	軒裏を含む屋根全体の再塗装	塗装が必要な屋根材の場合
	バ　ル　コ　ニ　ー	防水材の再施工	カバー工法を含む

工事の選定における注意事項	建物に築年数等に応じて生じる劣化は瑕疵ではないため、瑕疵保険では経年劣化が直結した事故は免責となります。そのため、梁等の構造部を建物外部に露出させている場合や端部の防水をシーリング頼みにしているなど、耐用年数の経過が雨漏れに直結するような建物の場合は、その部分について適切なメンテナンスを実施する必要があります。

point

･建物の仕様や初回のメンテナンスの実施時期に対する考え方に応じて、実施する工事を選定することで構いません。
･推奨工事を含めて実施する外装工事が無い場合は、メンテレスで新築からの保証を延長できます。

新築時の引渡しから１５年経過後(必須工事)

メンテナンスコースの初回利用時と継続利用時のいずれの場合も、基本的な防水性能の維持の観点のほか、美観の観点も踏まえて**次の工事を必須**としています。

	外部シーリング	外部全体の増打ち･打替え	
	外　　壁	外壁全体の再塗装	塗装が必要な外壁仕上げの場合
	勾　配　屋　根	軒裏を含む屋根全体の再塗装	塗装が必要な屋根材の場合
	バ　ル　コ　ニ　ー	防水材の再施工※	カバー工法を含む。トップコートのコンディションが良好であり、防水材そのものの劣化が抑えられていると判断できる場合は、トップコートの再施工でも構いません。

必須工事の例外	必須工事の設定は、塗装が必要な外装材に標準的な塗料を使用している建物を前提としているため、使用している仕上げ材や部材の仕様に応じた対応を行うことを妨げません。また、防水紙の新設を伴う屋根材の交換など、より上位のメンテナンスを行うことを妨げるものでもありません。

保険の継続利用時や２回目の延長保証からの保険利用時の必須工事の例外

メンテレスの部材を使用している場合や、前回のメンテナンスで 20 年程度の耐用年数が期待できる高耐久な塗料やシーリング材を使用している場合は、その工事を省略できます。結果的に必要な工事が無い場合は、メンテレスでの利用も可能です。

P250806-141(32)

point

外装材の仕様や塗料の耐用年数により必須工事を省略する場合も、申込時に理由を記載することで良く、事前申請や仕様書等の提出は不要です。

周 期 的 に 必 要 と な る 必 須 工 事

勾配屋根で外壁材にサイディングやモルタルを使用している場合は、**新築時の引渡しから 35 年が経過するごとのタイミングで、防水紙の新設を伴う外壁や屋根の工事が必要**になります。

	外　　壁	防水紙の新設を含む外壁材の再施工	カバー工法を含む
	勾 配 屋 根	下葺き材の新設を含む屋根材の再施工	カバー工法を含む

5．保険の申込手続き

＞申込みガイドブックはここからダウンロードできます

<完了後検査を写真検査で対応する場合>

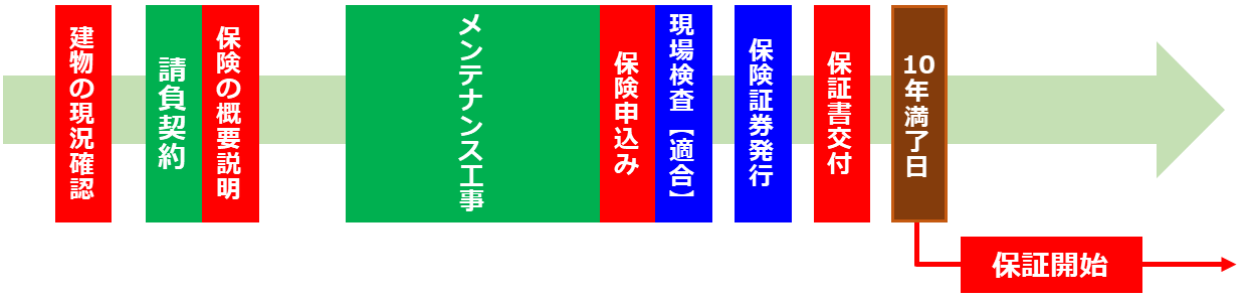

<上記以外の場合>

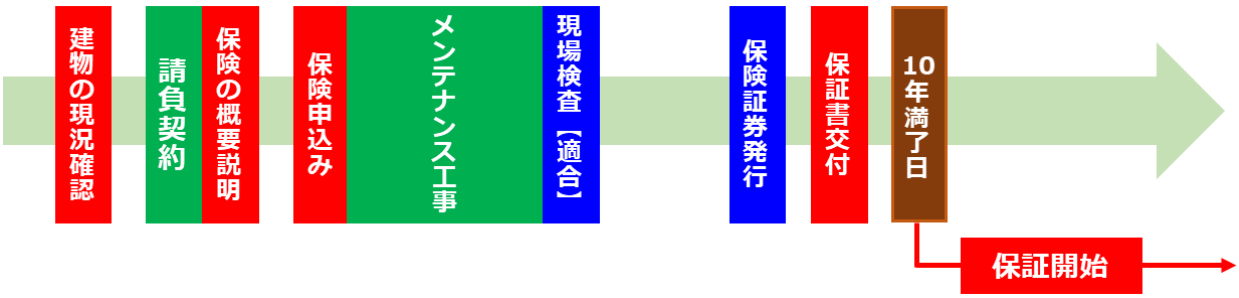

○ **住宅事業者による建物の現況確認(建物の点検)**

建 物 の 現 況 確 認

住宅事業者は、**建物に「雨漏れ跡」や「規定値以上の幅のクラック」といった、補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないか確認し、報告書を作成**します。

注 意

・現況確認は、**ハウスジーメンの現況確認マニュアルに従って**行います。
・**不具合事象が見つかった場合は、その部分の写真を撮影**します。
・**不具合事象が見つかった場合は、メンテナンスの際にその部分を補修**します。
・ひび割れと肉やせが発生している場合を除き、**外部シーリングの補修は事象が確認された壁面の全体**に行います。
・**確認結果の有効期間は、戸建住宅の場合は通常 1 年**ですが、**検査を写真検査とする場合は原則 2 年です。**
・**メンテレスでの利用時で、後掲の検査特例を利用する場合の現況確認の有効期間は 3 ヶ月**です。

＞現況確認マニュアルは、ここからダウンロードできます　<木造・鉄骨造版>　<RC 造版>
＞現況確認実施報告書は、ここからダウンロードできます　<木造・鉄骨造版>　<RC 造版>

point

・現況確認は、住宅事業者の負担とならないよう確認内容をシンプルに絞り込んでいます。
・共同住宅の現況確認では居室に立ち入らないので、居住者の都合に関係なく現況確認を実施できます。

P250806-141(32)

現況確認の実施にあたっての留意事項

戸建住宅（点検口からの確認）

例外に該当する場合以外は、**点検口から覗き込んでの確認**を行わないと保険に加入できません。

必要となる点検口	確認内容	例外
床下点検口	床下の確認	土間床にしているなど床下空間がない
小屋裏点検口	小屋裏の確認	勾配天井などの小屋裏空間がない

共同住宅（住戸内の確認）

分譲マンションや賃貸物件では、住戸に立ち入っての確認は行わず、**住宅所有者や管理組合、管理会社から指定住戸に雨漏れ等の不具合事象が発生していないか確認し、発生状況を申込時に申告**します。

RC造	最上階の住戸	木造・鉄骨造	住棟内の全ての住戸

○ 延長保証と保険の概要説明

住宅事業者は**「概要説明書」を使用して住宅所有者に延長保証の概要と保険の内容のうち住宅所有者に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印**を取り付けます。**説明は請負契約のタイミングで行う**ことを推奨します。

＞概要説明書はここからダウンロードできます　＞概要説明動画にはここからアクセスできます

＞契約内容確認シートはここからダウンロードできます

point

・延長保証と保険の概要説明には、ハウスジーメンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。
・概要説明動画には、「概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

○ 保険の申込み

次のタイミングで、ハウスジーメンのポータルサイトから行います。

メンテナンス実施時	
写真検査の場合	工事完了後速やかに 推奨　検査のための現地対応が無く、ワンアクションで加入手続きが完了
上記以外の検査方法の場合	着工の前後に関係なく、完了予定日と検査希望日が確定したタイミング

＞ポータルサイトにはここからアクセスできます　＞既存共通の web 申込みマニュアルはここから確認できます

申込時期に関する留意事項

・申込みが早すぎると、工程の確定後に改めて検査依頼が必要になるため、実地検査とリモート検査の場合は、検査依頼までワンステップで完了できるよう、検査希望日の確定後、その１週間前を目途に申込みを行ってください。
・施工中検査が必要となる工事を行う場合は、施工中検査の希望日が確定したタイミングで申込みを行ってください。

point

・着工前の申込みや検査といった手続き的な制約がないため、検査希望日の確定後に余裕をもって申込みができます。
・写真検査の利用により、工事完了後の申込みというワンアクションで加入手続きを完了できます。

メンテレス利用時	
検査特例利用時	現況確認の実施から３ヶ月以内
上記以外の場合	現況確認の有効期間内

P250806-141(32)

○ 現場検査

ハウスジーメンは、**工事完了後に検査(建物の現況と施工状況の確認)**を行います**(完了後検査)**。検査のタイミングは足場の撤去の前後を問いません。

検 査 に 関 す る 留 意 事 項

検査特例

次の場合は、**完了後検査の一部(確認が重複する建物の現況確認部分)を省略**できます

現況確認が次の者により行われている場合	A	既存住宅状況調査技術者の有資格者
	B	ハウスジーメンの受託検査機関や登録検査会社(委託による)
住宅事業者がいずれかに該当する場合	C	現況確認マニュアルと同等以上の内容で点検基準を定めている
	D	ハウスジーメンの受託検査機関や登録検査会社である

・ハウスジーメンでは検査特例の適用がスタンダード、手続き負担を格段に軽減できます。
・実施者の資格を問わず、社内外のリソースを有効活用できるCの特例がお勧めです。

BとCの検査特例の適用を受ける際は、**事前の申請が必要**です。
＞Cの適用申請書はここからダウンロードできます　**＞Bの適用申請書はここからダウンロードできます**

リモート検査

検査特例を利用した場合の完了後検査は、実地検査でなく**リモート検査も選択**できます。
＞リモート検査の概要はここから確認できます
＞リモート検査のユーザーガイドはここから確認できます。＜android 編＞　＜iPhone 編＞

リ モ ー ト 検 査 と は

現地の担当者がスマートフォンで撮影する**ビデオ映像を、検査員が web 会議上確認して行う検査**です。実施にあたり所定の要件を設けています。

写 真 検 査

検査特例を利用した場合の完了後検査は、リモート検査だけでなく、**写真検査も選択**できます。
＞提出する写真の箇所と枚数はここから確認できます。　**＜戸建住宅用＞**　**＜共同住宅用＞**
＞写真提出用のエクセルシートはここからダウンロードできます

写 真 検 査 と は

申込者が提出する**建物の全景と完成写真(工事完了写真)を確認して行う検査**です。検査員によるリアルタイムでの確認が一切なくなるため、実施にあたり所定の要件を設けています。

施工中検査 ＜リモート可＞

次の工事を行う場合は、**そのいずれかの完了時**にも検査を行い、**施工状況を確認**します**(施工中検査)**。

- **防水紙の新設を伴う外壁工事**
- **構造材の新設を伴う耐震補強等の工事**

新設工事には、**交換やカバー工法を含み**ます。

施工中検査が必要となる工事は、前述の周期的に必要となる必須工事が該当します。

例外的に施工中検査の対象となるバルコニー等の工事

防水紙を新設する勾配屋根の工事や、バルコニー等の防水材を新設する工事は、施工中検査の対象とはなりませんが、例外的に、仕上げ材で防水材が見えなくなるバルコニー等の防水工事は、施工中検査の対象となります。

検査特例の適用時は、**工事完了後に完了報告を行い、完成写真(工事完了写真)を提出**します。
＞完了報告用の専用フォームにはここからアクセスできます

メンテレスでの利用時

・申込みの受理後に現場検査(建物の現況の確認)を行います。

検査特例の適用時は、検査の全部が省略されるため、書類審査で検査は完了します。

point

・実施者の保有資格を検査特例の必須要件としていないため、社内外のリソースを有効に活用できます。
・検査特例と後掲のバルコニーの写真確認の活用により、実地検査でも建物に入らないで、検査を実施できます。
・写真検査を活用することで、現地での検査対応なしに、工事完了後の申込みというワンアクションで加入手続きを完了できます。

工事内容と実施する現場検査

検査特例	新設工事	施工中検査		完了後検査		完了後検査の実施方法
適用あり	なし	—	—		実地検査 リモート検査 写真検査	実地検査のほか、リモート検査と写真検査も選択できます。 **現地対応の無い写真検査を推奨**
	あり		実地検査 リモート検査		完了報告 (写真提出)	完了報告は専用フォームから行います。 ＞フォームにはここからアクセスできます
適用なし	なし	—	—		実地検査	建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。
	あり		実地検査 リモート検査		実地検査	建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。

point

完了後検査は、建築士による第３者検査をアピールしたい場合は実地検査、手続きをとにかくライトに済ませたい場合は写真検査と、その中間の場合はリモート検査と、ニーズに応じた方法を選択できます。

完了後検査におけるバルコニー等の確認について(実地検査・リモート検査編)

検査特例を適用して検査の一部を省略した完了後検査で、**建物内に立ち入っての確認がバルコニーや陸屋根だけとなる場合のバルコニー等の確認**は、**施工状況が確認できる次の写真を用意いただくことで、建物内に立ち入っての確認を省略**できます。

○ バルコニーの全景が確認できる写真(できる限り防水材が広く映り込むように撮影したもの)
○ ドレン周囲の状況が確認できる写真(排水ドレンが映り込むように撮影したもの)

⇒例外として、実施する工事がバルコニー等だけの場合は、目視による確認が必須となるのでご留意ください。

バルコニーや陸屋根の写真は、検査方法に応じて次の方法で確認します。

通常検査	**検査実施時に検査員に提示**してください。(スマートフォン等の画面上での提示でも構いません。)
リモート検査	バルコニー等の写真は、**検査の実施までにポータルサイトから提出**してください。

○ **保険証券の発行**

検査への適合後に「保険証券」を発行します。

web証券	・**保険証券は、ポータルサイト上で発行**します。 ・郵送に要する時間を待たず、**発行後すぐに保険証券を受け取れます。** ・保険証券は、**保険期間中いつでもポータルサイトで閲覧**できます。 ・付保証明書は、**ダウンロードした PDF ファイルを提供することも可能**です。

point

施工中検査を行う場合の完了報告を除き、証券発行のための手続きはありません。与信事業者は保険料の支払時期に関係なく、検査適合後に保険証券を受け取れます。写真検査の場合は、申込みから数日で保険証券を受け取れます。

P250806-141(32)

○ **保証書の交付**

住宅事業者は**住宅所有者に「保証書（指定書式）」を交付**します。

＞保証書のひな形はここからダウンロードできます

point

受理時に使用する保証書をポータルサイト上で提供するので、作成の必要はありません。ダウンロードして使用してください。

6．事業者届出等

ハウスジーメンの**届出事業者と登録リフォーム事業者、登録大規模修繕事業者は、この保険の利用のための手続きは不要**です。そうでない場合は**事前に事業者届出等が必要**です。届出は、**事業者届出書に次の書類を添付**して行います。

＞事業者届出書はここからダウンロードできます

事業者届出時の提出書類	
共通	預金口座振替依頼書(指定書式) **＞ここからダウンロードできます**
住宅事業者が法人である場合に提出	法人登記の登記簿謄本(全部事項証明書)
建設業許可を受けている場合に提出	建設業許可証ｏｒ建設業許可通知書
宅建業免許を持っている場合に提出	宅建業免許

登録料と有効期間	事業者届出は**無料で登録料は掛かりません**。また、**有効期間はなく更新手続きもありません**

point

・ハウスジーメンの登録リフォーム事業者や登録大規模修繕事業者であれば、保険の利用に事前の登録手続きは必要ありません。
・振替口座の登録を行い、保険料の支払いを口座振替で行う場合は、一定の利用実績がなくても初回の申込みから与信事業者となるため、保険証券の発行を急ぐ場合も安心です。

7．提出書類

申込時の提出書類		
共通		現地案内図
		現況確認　実施報告書（指定書式） ＞木造･鉄骨造用の書式はここからダウンロードできます ＞RC 造用の書式はここからダウンロードできます
		平面図と立面図 （メンテレスでの利用時を除き、工事内容を記載したもの）
		★１０年満了日が確認できる書類
		契約内容確認シート（指定書式） ＞ここからダウンロードできます
オプション	写真検査とする場合	建物の全景と完成写真(工事完了写真)(指定書式) ＞写真提出用のエクセルシートはここからダウンロードできます
	状況調査技術者の検査特例を利用する場合	状況調査技術者の資格者証

P250806-141(32)

オプション	性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書
	長期優良住宅の認定を受けた住宅の場合	長期優良住宅の認定通知書
		維持保全計画に従った点検の実施が確認できる資料
	準築浅住宅に該当する場合	前回のメンテナンスの実施状況が確認できる資料
	その他リフォーム危険補償オプションを利用する場合	請負契約書類
補足	1．新築後に建物の耐力性能に影響のある改修を実施した場合は、申込時に新耐震基準等の充足が確認できる資料の提出が必要です。 2．維持保全計画に定める点検に該当する場合は、「点検の実施が確認できる資料」として「現況確認　実施報告書」を提出してください。	

★10年満了日が確認できる書類とは	
初回の延長保証からの保険利用の場合（いずれか）	建物の登記簿謄本（取得時期は問いません）
	新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類
	新築瑕疵保険の保険証券等の書類
2回目の延長保証からの保険利用の場合	上記のいずれかの書類に加えて、 1回目の延長保証の満了日が確認できる保証約定書等の資料
増改築リフォーム保険から続けての保険利用の場合	増改築リフォーム保険の保険証券等の書類
フルリフォームtypeの宅建業者販売保険から続けての保険利用の場合	宅建業者販売保険の保険証券等の書類

（注）　本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。

株式会社 ハウスジーメン

国土交通大臣指定　住宅瑕疵担保責任保険法人　第５号
国土交通大臣登録　住宅性能評価機関　第 18 号
住宅金融支援機構　適合証明検査機関

〒105-0004
東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

【お問合せ】

受付センター	ＴＥＬ	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2025　株式会社ハウスジーメン